

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.89

2002.1.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : Oriflame Asoke Tower 23<sup>rd</sup> Floor, 253 Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : [iguchi@mx1.nisiq.net](mailto:iguchi@mx1.nisiq.net)

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

[iguchi@loxinfo.co.th](mailto:iguchi@loxinfo.co.th)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

( 2 月、3 月のタイ祝祭日のお知らせ )

2 月は 26 日が祭日です。なお、中国正月が 2 月 11 日から 14 日頃までありますので、東南アジア出張予定の方はご注意ください。3 月は祝祭日がありません。

( ホームページ更新のお知らせ )

弊社ホームページを 1 月 25 日付けで更新しました。今回は、ニュース ( 英語版及び日本語版 ) <http://www.s-i-asia.com/news-JPN.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

( 会員専用ホームページの更新のお知らせ )

裁判統計、タイ特許法省令の英文、和文を収録し、特許関係の知的財産局告示、タイ商標法省令及び告示和文、事務所の報告書、発表論文、過去ニュースの編集者論稿などを PDF ファイルで収めましたので、ご活用下さい。また、ニュースアーカイブは改訂のため現在閲覧できませんのでご了承ください。

~ 編集者より ~

本年も宜しく願い申し上げます。

年末年始と数年振りに家族と日本で過ごした。実に風采の上がない中高年が街中に目立つようになった。失業率 5 . 5 % ( 2001 年 11 月数値 ) 完全失業者数 3 5 0 万人というのは、関係家族を含めると 1 0 0 0 万人の人々が何らかの失業者を身近に抱えていることになる。少しは

贅沢をする年越しの料理も、スーパーの前では年越し用のカップ蕎麦を買う老夫婦が並んでいた。日本の経済状態はさらに深刻さが増していると感じる。

1月17日で阪神大震災から丸7年が経つ。当時被災した人々からの声から、昨年10月淡路島でSPEEDのコンサートが開かれ、2万5千人が集まったという。95年デビュー以来、数々のヒット曲をとばし、2000年3月に3年8ヶ月の活動に突然終止符を打ったあの沖縄出身の4人組の少女達（今は立派な女性達）である。98年11月にはNHK番組「ドキュメントにつぼん～自分に負けないで～」で不登校児童問題の中で彼女達の活動が取り上げられた。コンサート主催者である兵庫県によると、「当時、SPEEDの曲を聞いて励まされたという人が多かった」（毎日新聞）とされている。地震災害という不幸に会った人々の中でも特に若者達のショックは大きかったのではなからうか。当時、バンコクから帰国して被災した娘達の友人の中にも十代の子供達が幾人か含まれていた。最近「癒す」という語が流行っているが、不幸に会った人々にとっては癒されるよりも励まされる音楽というものが如何に大切かを感じさせてくれた社会現象だった。兵庫県企業庁によると、「当時、SPEEDの活動時期と重なったため、このように要望が多かった」と分析しているが、私は首肯したくない。彼女たちの曲は実に躍動感があるし、声も活力があり、かつ若い。ファンの方々から叱られるかもしれないが、我々の世代から見ると、歌はそれほど上手くはないが、とにかく彼女達の元気というか姿勢、生き様が伝わってくる歌唱なのである。震災時に活動が重なったとは言え、震災時こそ人々の心を救う歌を歌い上げられたと言うことは、彼女達の人生にとって、やり遂げた職業と言う意味においても実に感慨深いものがある。私は頭が下がる思いである。彼女達の成し遂げた仕事を超える中高年の仕事師は今の日本にどれほどいるのだろうか。

昨年12月14日、日本政府経済産業省経済政策局と特許庁とで組織された「産業競争力と知的財産を考える研究会」によって「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策強化についての特別提言」がまとめられ、公表された。昨年の後半、マスコミでも話題になったが、政府もようやく危機感をもって中国からの不正商品対策に正面から取り組む姿勢を見せ始めている。かく言う私にも昨年は、WTO TRIPSの限界が次第に見えて来たような気がしてきた一年であった。細かい課題はともかくとして最大の課題は途上国と先進国との調和であり、その限界が強制実施権規定と水際措置規定に収斂して現れて来ていると私の目には映った。

水際措置とは、特許庁の資料によると、「知的財産侵害物品が輸入されようとする際、これを税関で差止めようとする手続き」のことを言い、WTO TRIPSには第51条から第60条に規定されている。

簡単に言えば、税関で知的財産侵害品が国内に入る直前に排除する規定が取り決められている

のである。現在、この条約規定に基づいて加盟国が法整備を行いつつある状況であるが、どうもこれが現在の国際情勢では十分なものとはいえないのではなからうかというのが今回の論稿趣旨である。

先月、偶然にもこの水際措置についてタイで経験した実体験をベースにお話ししようと思う。私が扱ったのは中国からタイへ持ち込まれつつある不正商品である。通常この場合、商標は別かあるいは商標は取り外した形で持ち込まれている。さらに、この不正商品の意匠は同一なのである。また、この事件ではたまたまであるが、タイでの意匠権が存在したのである。

タイの税関の法律には、WTOに基づく商標および著作権の侵害品についての取り扱い規定がある。

しかしながら、特許や意匠に関する場合、タイの税関の法律には取り扱い規定がない。それは、WTOの規定には取り扱い規定がないため、WTO加盟国では特許侵害品や意匠侵害品を水際で排除する義務がないのである。つまり、タイの税関では排除できないこととなる。しかしながら、私取り扱いした案件の場合、被害者の実情を鑑み、タイ税関はこの事件にあたり、実務上商標の規定を援用したのである。税関に侵害品への警告通知を行って約2週間後、港の税関保税倉庫からの一報で事件が始まった。裁判所から検閲指令を戴くのに3日間、保税倉庫での検閲を終了したのは4日後となったのである。結果は、意匠類似の範囲ではなく、空振りに終わったが、この一件で幾つかのコメントをしておきたい。

第一の課題は、まずはWTOの見直しであろう。意匠を含めて特許全般に渡る水際措置を是非検討し直されたい。意匠は世界的に不統一だと悠長なことを言わずに手続きだけでもよいから規定できるのではなからうか。百歩譲って、日本と同様に輸入差止め情報提供（特許と意匠に関する）制度を構築できないものだろうか。不正商品は商標だけに留まることはまずない。むしろ、悪意の模倣品の場合は巧妙に商標をはずして輸入してくるのである。WTOの見直しと同時に検討されたいのは、各国の不正競争防止法整備への働きかけである。多くの途上国は知的財産権のないコピー商品への対策は一般商法（いわゆる詐欺行為として）でとりあつかわれている。この法制では非常に曖昧さが残り、決して被害者が救済されとはいいい難い。この十数年の間、日本企業及びその関係者が途上国において知的財産権権利獲得努力を怠った結果、知的財産権の無い模倣事件が後を絶たない。たとえ知的財産権についての水際措置を整備しても実効性はまだ足りないと思う。この一般商法にすぎりついて侵害品を排除する事例が多くなるであろうから、是非、ここは不正競争防止法のような知的財産権法制度の周辺法を整備を支援援助することをお勧めしたい。

第二の課題は、税関への差止め措置の制度化と事務手続きの標準化である。日本の差止め措置には、2年間という期間を定めてその侵害品を差止めておく事前登録措置のようなシステムや、差止め申し立てが行われた際の情報公開制度がある。この場合、被害者から見ると非常に透明感のあるシステムとなっている。このような事前登録の例はシンガポールや香港、中国でも採用されているが、他の国、たとえばタイのような国では該当する手続きは全く無い。

第三の課題は、税関の下部組織への通報措置が不十分である可能性が高いということである。確かに港や空港には優秀な人材と情報設備をもった税関組織があるが、国境線が長いアジア諸国では、このような人材や設備は期待できない。是非とも簡便な情報通報システムを構築しておくことが肝心であろう。

第四の課題は、迅速な税関と裁判所との連携システムの構築である。

このシステムでは一連の迅速簡便な手続きとその標準化が大切である。委任状を沢山用意したり、公証が必要だの一連の手続きが各国によってばらばらである。これらの手続きの簡略化と標準化は是非望みたいものである。特に差止め請求の手続きは速度が重要な要素である。先月の事件の場合、疑侵害品発見から証拠品押収まで3日間かかっている。これでは保税倉庫から侵害品が持ち出される可能性が非常に高い。裁判所と税関との連携が瞬間的に行われるシステムを望みたい。さらに、透明感のある事務手続きを有する税関システムの構築を提唱したい。

冒頭紹介した「模倣品等知的財産権侵害品に対する対策強化についての特別提言」の中に次のような一節がある。

「政府に対し、知的財産権保護の強化を通じた一層の権利侵害品対策を促進するための総合的な施策を実施するよう提言するとともに、権利侵害品問題は民間企業の問題であり、一層の取組を促進するべく提案を行うものである。

研究会としては、本提言を契機として、官民一体となって権利侵害品対策が加速的に実施されることを期待する。」とある。私からみると、官民一体という語と、加速度的実施という語がキーワードに見える。

昨年、中国のWTO加盟が現実のものとなった。中国市場内部での日本企業の不正商品対策も大事ではあるが、今まで日本企業が築いてきた東南アジア市場も中国からの不正商品により日本商品が駆逐されないかという強い危機感が現地日系企業にある。前回、論じたように日本企業の意識改革を待っていたら、中国不正商品が東南アジア市場を席卷する可能性が出てきている。昨今、首相直下に知的財産戦略会議なる組織を計画中と聞く、大いに議論して戴きたいものだ。

日本政府は元より弁理士を含む知的財産関係者に早急に意識改革をして戴き官民一体となった取り組みを期待したいものである。

～シンガポールで海賊版販売の疑いで有罪判決を受けたVCD店主が逆転無罪となる～

下級裁判所にて6万ドルの罰金を言い渡されたVCD販売店2人が高等裁判所へ上告していた事件で、無罪を言い渡された。この二人は兄弟で Teng Yock Poh と Teng Kem Hong の二人で Highway Video を経営していた。香港テレビTVB製作の1984年の香港連続ドラマ”The Duke Of Mount Deer”の海賊版VCDをParkway Paradeにて販売していた。検察はTVBの独占販売代理人 Mr.Lim Tai Wah の同意を取り付けこの二人の販売店主を告発した。検察側はVCDの連続ドラマはなく、非真正品は販売されていなかったと証言。さらに、どのVCDにも著作権にかかる注意が冒頭に入っていなかった。告発された二人の販売店主は答弁の中で、VCDは並行輸入品であり、マレーシアから輸入したものと主張したが、7月に有罪となり、罰金刑を言い渡された。11月11日に行われた控訴審において弁護士 Mr.Anthony Lee は検察側の証拠ではマレーシアの正規販売代理店がVCDを製造していなかったという証拠はないと語った。これに対し、検察側は告発者 Golden Star はかつて番組のVCD版を作成したことがなく、市場が成熟しない限り作成しないだろうと言ったと主張。先週の判決では、告発人の証拠は単なる噂に過ぎず、検察側は告発者に証拠を十分開示して貰えなかったと判断した。その上、著作権についての注意書きの欠如などは状況証拠であり、当該VCDが非真正品であるという十分な証拠とはいえないと判断を下した。(2001年12月17日、シンガポール・ストリートタイムズ)

～シンガポールで100万ドル相当の海賊版CDを押収～

シンガポール警察は約8万枚の海賊版CDを4つの屋台と4つの店舗より押収した。小売価格は90万ドル相当とされる。Criminal Investigation DepartmentのIPR部署は19名を逮捕、17歳から37歳であった。この捜査は2ヶ月以上前から準備し、観察されていた。BSA、Interactive Digital Software Association, Singapore Phonogram & Videogram Association, Electronic Arts, Sony Computer Entertainment Incが現在、この押収品について鑑定をしている。海賊版の販売で有罪となれば最高5年の懲役刑及び10万ドルの罰金となる。(2001年12月31日、シンガポール・ストリートタイムズ)

～マレーシアの国民車プロトン80万台に不正部品が使用されている～

マレーシアを走っている少なくとも80万台のプロトンは、偽部品をしようしているため事故の危険性があると国家自動車製造団体が警告している。Proton Parts CentreのMohamed Zainal氏は、低品質の不正自動車部品を販売している業者を非難した。同氏によると、160万人のマレーシア人がプロトンを所有しているが、半分の人々は自動車部品を不正商品に置き換えている

と語っている。「これらの人々は不正部品を使用すると純正商品の三分の一の寿命となることを知らないのかもしれない。そして全てが故障する。」と言っている。「例えばブレーキだが、低品質の材料で出来ている。この不正商品だと停止しようとする時に熱エネルギーが全て吸収できなくなり、その結果ブレーキパッドが破壊されるかもしれない。」と同氏は Proton Genuine Parts Carnival Sale の席上語った。同氏によると、不正自動車部品は市場全体の 50% を占めており、フィルター、ブレーキ、ライト、クラッチ、オイルが主な不正商品となっている。(2001 年 11 月 12 日、シンガポール・ストリートタイムズ)

～タイで海賊版摘発で 9 名逮捕、23000 枚の海賊版 CD を押収～

先月、経済警察によって行われた強制捜査により 10 店舗より 23000 枚の海賊版 CD を押収した。これは、政府と民間との協力キャンペーンの一環として行われたもので、Seri Center, Seacon Square, Future Park Rangsit, IT Zeer Rangsit にて行われた。(2001 年 12 月 26 日、タイネーション)

～タイ政府で農産工業品付加価値プロジェクトで 200 品目が選ばれる～

タイ知的財産局により企画された付加価値パイロットプロジェクトで 200 品目の農産、工業品が選ばれる。ヤンヨン局長によると、これらの品目は特許登録により選別されたものとすると言っている。一度選択されると、この出願は登録までの手続きをスピードアップさせることになる。同氏によれば、現在、遅延となっている出願件数は 2000 件、結果として知的財産局は審査を外務機関に委託し、来年までに遅延案件を半分にしたいと言っている。商標も約 7000 件の遅延案件を抱えており、この 80% を来年までに片付けたい意向。(2001 年 12 月 27 日、バンコク・ポスト)

～タイからの海賊版ソフトがヨルダンで押収される～

ヨルダン政府によると、2000 年著作権法の改正以来、大規模な海賊版摘発の一環で 41000 枚の海賊版ソフトを押収した。関税局 Muhmad Koteishat によると、アンマン空港で数十万ドル相当のタイからの海賊版を押収したと言った。これらは仕向け先はヨルダンで操業しているコンピュータ会社だと言う。2001 年までに同様な事件が 5 件発生している。(2002 年 1 月 8 日、バンコク・ポスト)

～タイで著作権法取締り警察官がブーケットで恐れられている～

ブーケットのインターネットカフェやソフト小売店が著作権取締りの噂でパニック状態となっている。パトンビーチにある多くの店舗はこのため一時的に店舗を閉鎖している。噂では、先週土曜日にバンコクから来た警察がライセンス無しに使用しているソフトコピーや海賊版ソフト

トを捜査しているとの由。地元警察は摘発が行われてはいないが、著作権取締りの警察は定期的に予告なしにブーケットを訪問していると語っている。インターネットショップの店主によると、「2,3日前に警察は強制捜査を行ったと聞いた。明らかに3人がブーケットに来ており、一人は警察官、二人はソフト海賊を取り扱う民間人だ。」「ターゲットは10台以上所有しているコンピュータ販売店、インターネットカフェ、グラフィック取り扱い店、メディアや出版企業である。」と付け加えた。企業の間では既に捜査が行われ、小売のAll for PCが閉鎖したと噂されているが、この小売によるとこの情報を否定している。「我々は強制捜査を受けていない。我々が逮捕されたと誰が噂を立てたのか。」と語っている。「スラタニでは7店舗が摘発されたと噂があったが、誰もそのような事実は確認できていない。」と言う。(2002年1月12日、タイ-ション)

～タイで外資系企業がマイクロソフトに370万パーツを支払う～

マイクロソフトによると、外資系包装製造企業が85000ドルの和解金を著作権法侵害による損害賠償として支払ったと発表した。これはタイで行われた海賊版対策としては最高額の和解金である。また、マイクロソフトとしては初めてライセンスされていないソフトを使用(販売ではなく)していた企業に対して行われた。この企業は250名の従業員を有し、ライセンスされたソフトを用いることに合意し、タイ語と英語新聞に文面を載せることでも合意した。タイでの海賊版比率は79%とされ、世界平均37%をはるかに上回っている。BSAによると5300万ドルの被害が出ているという。(2002年1月18日、タイ-ション)

～タイで海賊版追放キャンペーンの休戦期間が終了したがまだ話し合いの余地がある～

タイのBSAはソフト著作権法の法人侵害についての休戦期間は終了したが、引き続きもし企業が更正するのであれば交渉する用意があると語っている。BSAの地域マネージャ Tarun Sawneyによると、2ヶ月の休戦期間が終了し、延長はないと言っている。この休戦期間は海賊版を使用している企業に対し、正規版に交換するよう期間を設け、その後BSAが積極的に法的手段を講じようというもの。このキャンペーンと同様にBSAは法人ユーザー向けにセミナーを計画しており、ソフト製品は資産であり保護しなければならないとの理解を教育により得ようとしている。しかしながら、BSAが休戦期間をインターネットショップに4月まで延長させるかどうかは混乱している。「このキャンペーンは既に終了しており、この2週間で2者以上の強制捜査を実施する予定である。」と同氏は警告している。同氏はこのキャンペーンの結果は良かったとし、BSAは正規版に切り替えようとする積極的反應を企業から受けたが、他方消費者からは海賊版の原因は正規版の価格が高すぎるといふ非難もあった。しかしながら、同氏はBSAは単に法律に基づいて権利行使をただけであり、価格についてのコメントを言う権限はないと語っている。昨年は36件のソフト著作権侵害がBSAによって裁判所に持ち込ま

れ、罰金額は 400 万バーツに達した。(2002 年 1 月 18 日、タイ-ソソ)

～カンボジア著作権法が草案された～

米国政府からの圧力と W T O 加盟への目標からカンボジア政府は著作権法を草案した。商務省副大臣 Sok Siphana によると、この法案は国会に提出され来年施行されるであろうと言う。施行されると、政府は数百の不正商品販売店を取り締まり始めるだろうと言っている。さらに、「取り締まりには少々傷が付くかもしれないが、問題は生じない。」「もし、何もしなければ、米国は我々を貿易相手国としてブラックリストに載せるだろう。既に警告が届いており、恐ろしいほどの圧力下に置かれている。」米国はカンボジアにとって衣類の主要輸出国である。長年の戦争と経済的孤立の後、カンボジアは次第に幾つかの法律を施行し始めている。政府役人によると、W T O 加盟に向けて 50 本の法律を施行しなければならず、2003 年までに実行したいとしている。多くの海賊版 C D はマレーシアや中国から来ており、カンボジアではそれ自身製造できないでいる。米国の企業団体である International Intellectual Property Alliance によると、海賊版被害ははかり知れないというが、ほとんどの真正品はカンボジアには販売されていないというのが実情である。プノンペンにある最大の音楽販売店 CD World の店主 Chy Sila によると、98 年に 5 枚の C D と C D 複製機から始めて、今は 5000 枚の C D を持っている。全てコピーでクラシックからジャズ、フュージョンまでである。彼のビジネスは金儲けであるし、たった一つの映画館しかない国への社会奉仕でもあると言う。「O K ,たぶん私がやっていることは間違っているのだろうが、私は人々に安い物を供給する手助けをしているだけです。」と語っている。「平均的カンボジア人の所得は月 20 ドル、誰が正規品の 16 ドルを支払えますか。コピーは 3 ドルです。」と言う。

コピー商品を取り扱う販売店主は現在草案されている法律を知っている。その刑罰は 3 年の懲役及び 2600 ドルの罰金である。Disc Centre を経営する Lim Hong は、「私には選択肢はないね。法律に従うけど、警察がその法律を片手に我々からお金を吸い取るのに使われることが怖いね。」と語っている。法律を草案した Sim Sarak 文化芸術省の役人は、もし法律が通っても、取締り担当部署に著作権を尊重する必要性を認識させるのは困難だと語ってくれた。(2002 年 1 月 16 日、バンコクポスト)